

小山市脱炭素地域づくりロードマップ策定支援業務委託仕様書

1. 業務名

小山市脱炭素地域づくりロードマップ策定支援業務委託

2. 業務目的

本市は、令和5年10月1日に「小山市ゼロカーボンシティ&ネイチャーポジティブ」を宣言し、2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロ及び自然共生社会の実現を目指し、平地林などの森林を保全しつつ、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入を推進するための施策を模索している。

ゼロカーボン及びネイチャーポジティブの実現には、様々な分野が関連していることから、本市の再生可能エネルギーにおける現状の把握と課題を抽出し、次に掲げる業務方針を踏まえて、脱炭素に関する分野横断的な施策の統合を図ったロードマップ及び脱炭素先行エリア戦略(計画書)を策定することを目的とする。

3. 業務方針

(1) 要旨

2050年の脱炭素社会の実現に向けた目標年度は中期(2030年)と長期(2050年)とし、市域における脱炭素ロードマップとその中に盛り込む具体的な施策等について、脱炭素先行地域への応募の可能性も視野に入れた提案を行う。

(2) 他計画との整合性及び調整

国や県の関連施策や計画について整理を行い、整合を図る。また、田園環境都市おやまビジョン(策定中)及び第4次小山市環境基本計画、生物多様性おやま戦略、小山市公共施設等総合管理計画等の関連計画についても整合を図る。

(3) 具体的な施策の提案

具体的な施策については、居住地域や商工地域の脱炭素と平地林保全の両立を念頭に、本市の特性や地域課題の解決に向けた提案を行う。

また、太陽光発電の普及拡大の可能性のほか、PPAなどの手法の活用、廃棄物発電の活用、電気自動車など電動車の導入、各施設間のエネルギーの融通、再生可能エネルギー由来の電力や非化石証書付き電力の調達などを見込んだ提案とする。

さらに、2050年に向けては、国内外を問わず、地中熱やペロブスカイト太陽電池発電など、今後実用化が見込まれる技術を取り込み、必要に応じて他地域との連携なども視野に入れるものとする。

(4) 国の補助事業の活用

本事業について、より実装性を持たせるために脱炭素先行地域に限定せず、国の他の補助事業の活用も検討するものとする。

4. 業務期間

契約の日から令和7年3月31日(月)とする。

5. 業務内容

1) 基礎調査及び分析

(1) 地域特性の調査・分析

本市の地理的概況、気象条件、人口推移動向、土地利用状況、産業概況、都市基盤状況、エネルギー消費、既存エネルギー関連事業の状況などについて地域の課題などを踏まえた再生可能エネルギーの導入を検討するうえで必要な基礎資料を作成する。

(2) 温室効果ガス排出量に関する項目の現状把握

市域全体のエネルギー消費量の把握方法及び部門・分野の分類は、原則として地球温暖化実行計画（区域施策編）のマニュアルに準じた方法とし、以下のことについて算定する。

- ① 部門・分野ごとのエネルギー消費量
- ② 部門・分野ごとの温室効果ガス排出量
- ③ 再生可能エネルギー種別ごとの賦存量
- ④ 再生可能エネルギー種別ごとの利用可能量
- ⑤ 各部門における省エネルギー方法と省エネルギー効果の整理

(3) 将来の温室効果ガス排出量に関する推計及び目標値の設定

上記(1), (2)の結果を踏まえて、2030年及び2050年の以下の項目について推計するとともに、望ましい姿と再生可能エネルギー目標について設定する。なお、この目標の達成のために、再生可能エネルギーのみならず、利用可能なエネルギーの利活用についても含めるものとする。

- ① 部門・分野ごとのエネルギー消費量
- ② 部門・分野ごとの温室効果ガス排出量
- ③ 再生可能エネルギーの種別ごとの発電量
- ④ 各部門における省エネルギー導入効果

(4) 公共施設における脱炭素化

公共施設の脱炭素化のため、(2), (3)の内容に準じた項目についても調査、分析を行う。なお、公共施設のエネルギー消費量等については、実績値を用いた統計手法を用いるものとする。

2) 意向調査等に係る業務

(1) 市民アンケート調査の実施・分析

市民を対象として、温室効果ガス排出の実態、再エネ・省エネ機器等の導入の実態及び今後の導入意向などについて、紙媒体、WEB等を活用したアンケート（調査対象母集団 約3,000人、サンプル数 約600人以上）の実施・回収を行い、調査結果について、分析・報告を行う。

(2) 事業者に対する意向等調査の実施・分析

工業団地内事業者等の温室効果ガス排出量の多い事業者や事業所の敷地面積の広いプラント系の事業者などに対し、再生可能エネルギー導入などの温室効果ガス排出量削減の取組状況、今後の計画・意向などを把握するため、アンケート（調査対象

事業所 約 200 件) の実施・回収を行い、調査結果について、分析・報告を行う。

その中でも特に意欲的な事業者についてヒアリング等を実施し、本市の脱炭素に関する事業への連携調整を図る。

なお、(1)・(2)における全ての調査費用（郵送費、WEB 構築・使用料等）は受託者の負担とする。また、調査対象者については発注者と協議の上決定する。

3) 脱炭素を目指したロードマップの作成

1)・2) の調査及び分析結果等を踏まえ、最新の脱炭素に関する導入事例や将来的な技術展望についても調査し、市域の脱炭素社会の実現を目指したロードマップ及びその概要版を策定する。

また、ロードマップ策定後に各施策を滞りなく遂行できるよう、本ロードマップに具体的な推進体制の構築、推進方法及び推進スケジュールを盛り込むこととする。

4) 脱炭素先行エリア戦略等の検討

1)・2) の調査及び分析結果等を踏まえ、市域内にて重点的にエネルギー施策を推進する地区について、エリア内のエネルギー需要量及びエリアへの再生可能エネルギー等の供給可能量の調査を行い、特に民生部門の 2030 年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロが可能となるような具体的方策を立案し、地域振興や平地林保全につながる戦略を策定する。また、再生可能エネルギー等の導入拡大や省エネルギーの普及促進について、地方公共団体と事業者等の役割を明確にしたビジネスモデルを検討し、策定する。なお、エリアについては発注者と協議の上、選定する。

5) 関係会議及びパブリックコメントの事務局支援

以下の会議の開催にあたり、発注者の指示の下、資料作成の補助を行う。

(1) 小山市環境審議会（年度内 3 回を想定）

(2) 小山市環境調整委員会・幹事会（年度内各 3 回を想定）

(3) 小山市ゼロカーボン・ネイチャーポジティブ推進プラットフォーム（年度内 3 回を想定）

また、3) のロードマップ案に対するパブリック・コメントの実施により収集した意見の整理及び対応作業を行う。

6) 国の補助事業活用に関する支援

本事業の施策において、国の補助事業の活用について検討・提案するとともに、活用が見込まれる補助金に関して申請支援を行う。

7) その他

その他、本業務の目的を達成するために、追加した方がよいと考える調査・検討項目等がある場合は、提案を行う。

6. 業務の実施体制

受託者は業務を円滑で効果的に実施するため、業務目的を十分に理解の上、必要な経験及び能力を有する十分な数の技術者を配置すること。また、小山市担当者と連絡を密にし、常に連携がとれる窓口を設置すること。

7. 策定方針案及び業務計画書の作成

受託者は契約後速やかに小山市と打合せを行い、本業務の策定方針案及び作業スケジュール等に関する業務計画書を作成し、提出すること。

8. 打合せ及び議事録の作成

受託者は業務の遂行にあたって、小山市との打合せを綿密に行い、打合せ記録の議事録を作成するとともに、進捗状況を随時報告すること。

9. 成果品

本業務における主な成果品は次のとおりとするが、表記以外の成果品については小山市と受託者が協議の上で決定するものとする。なお、電子データ一式については小山市指定のファイル形式のデータをウイルスチェック済みのCD-R（電磁的記録媒体）に記録し提出すること。

(1) ロードマップ

- ① ロードマップ（本編）：A4版4色カラー50頁程度 60部
- ② ロードマップ（概要版）：A4版4色カラー8頁程度 100部
- ③ 電子データ（PDFファイルと併せて、aiデータ、MS-Word及びMS-Excelで原稿及びその添付図（グラフ・図形・写真など）を納入する）

(2) ロードマップの基礎資料（基礎調査結果、意向調査結果等）

電子データ（MS-Word及びMS-Excel）

10. 成果品等の帰属

- (1) 受託者は、成果品の著作権を著作権法第27条及び28条の規定による権利も含めて小山市に無償譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、成果品に関する著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 前各号の規定にかかわらず、成果品に受託者が既に著作権を保有しているもの（以下「著作物」という。）が組み込まれている場合、当該著作物の著作権は、なお受託者に帰属するものとする。この場合において、受託者は小山市に対し、当該成果品を小山市が使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で承諾するものとする。

11. その他

- (1) 円滑な業務の遂行を図るため適宜協議打合せを実施し、打合せに要する資料作成等の経費（交通費を含む）は委託費に含むものとする。

- (2) 本仕様書に定めのない事項及び本業務における変更・不明点、疑義については、必要に応じて委託者と受託者にて協議を行い、業務を遂行するものとする。
- (3) 受託者は、本業務遂行上知り得た事項等について、業務遂行中のみならず、業務完了後においても、第三者に漏らしてはならない。
- (4) 本業務履行のために小山市から貸与した資料は適切に管理し、業務完了後は速やかに返却するものとする。